

1. はじめに

ソーシャルメディア（Instagram、TikTok、X、Facebook、YouTube など）は、情報発信やコミュニケーションのツールとして、今や私たちの生活に欠かせないものとなっています。しかし、使い方を誤ると、個人だけでなく、大学、そして社会全体に大きな影響を与える可能性があります。

本ガイドラインは、ソーシャルメディア利用のリスクを理解し、責任ある行動をとるための指針です。本学の学生は、本ガイドラインをよく読み、理解した上でソーシャルメディアを利用してください。

2. ソーシャルメディア利用の際の注意点

ソーシャルメディア上での発言は、匿名であっても発信者を特定できる場合があります。また、一度発信した情報は完全に削除することが困難です。ソーシャルメディアは、世界中の人が見ることができる公共の場であることを常に意識し、責任ある行動を心がけましょう。

(1) 知的財産権の尊重

他者の著作物（文章、画像、音楽、動画など）を無断で使用することは著作権侵害にあたります。必ず著作権者の許可を得てから使用しましょう。引用する出典を明記し、引用部分が明確にわかるようにしましょう。

また、著作権フリーの素材やコンテンツを利用する際は、利用規約をよく確認しましょう。

(2) 肖像権・パブリシティ権の尊重

他人の写真や動画を無断で投稿することは、肖像権やパブリシティ権の侵害にあたります。特定の人物が識別できる形で写真や動画を投稿する場合は、必ず本人の許可を得ましょう。

プライバシーに配慮し、個人が特定できる情報を安易に公開しないようにしましょう。

(3) 誹謗中傷・プライバシー侵害の禁止

他人を誹謗中傷するなど、プライバシーを侵害するような投稿は、絶対にやめましょう。差別的な発言や、特定の個人や集団を攻撃するような発言は控えましょう。

インターネット上での発言は、現実世界での発言と同じように責任を伴うことを自覚して利用しましょう。

(4) 情報の真偽性

ソーシャルメディアで情報発信する際は、情報の真偽をしっかりと確認しましょう。不確かな情報や根拠のない噂を拡散することは、社会に混乱を招く可能性があります。情報源を確認し、信頼できる情報かどうかを判断しましょう。

(5) 守秘義務・機密情報の取り扱い

守秘義務のある情報や機密情報をソーシャルメディアで発信することは禁止されています。大学関係者や実習先などの内部情報、個人のプライバシーに関する情報などを不用意に公開しないようにしましょう。アルバイト先で知り得た情報なども、守秘義務の対象となる場合があります。

(6) 法令・社会規範の遵守

違法な情報やわいせつな情報、公序良俗に反する情報を発信することは禁止されています。犯罪を助長するような情報や、暴力的な表現を含む情報の発信は控えましょう。

(7) アカウントの管理

ソーシャルメディアアカウントのパスワードは、他人に教えないようにしましょう。不正アクセスやアカウントの乗っ取りを防ぐために、セキュリティ対策を徹底してください。複数のソーシャルメディアアカウントを利用する場合は、それぞれのアカウントの使い分けに注意しましょう。

(8) トラブル発生時の対応

ソーシャルメディアの利用において、トラブルが発生した場合は、速やかに顧問または学生サービスセンターに相談してください。

3. 公式ソーシャルメディア開設における利用届について

サークル、同好会などの学生団体が、本学名を付けた公式アカウントを開設したい場合、適切な利用ができるように、別紙の「メールアドレス・ソーシャルメディア利用申請届」での申請を必要としています。公式ソーシャルメディア開設の際は、個人のアドレスはみとめられません。大学から配布したメールアドレスを必ず使用してください。また、情報の変更があった場合にも申請を行い、責任を持って運用管理をしましょう。

(1) 新規開設する場合

サークル、同好会の新設に伴う開設の場合は、「団体設立願い」と一緒に申請してください。既設の団体がアカウントを新規作成する場合は、学生サービスセンターに申請してください。メールアドレスの発行後にアカウントを作成してください。

(2) 継続する場合

アカウント情報に変更がなく、そのまま継続する場合は、「サークル・同好会継続届」と一緒に提出してください。

(3) 停止する場合

アカウントの削除を行ってからの提出とします。サークル、同好会の解散に伴う停止の場合は、「団体解散届」と一緒に申請してください。アカウントのみ停止する場合は、学生サービスセンターに提出してください。

(4) その他情報変更や、アカウント追加などがあった場合

別アカウントを追加作成する場合、アカウント ID・名前を変更する場合など、運営するアカウントに何かしらの変更が生じた場合は、その都度学生サービスセンターに申請してください。

4. 相談窓口

本ガイドラインに関する質問や相談は、学生サービスセンターまでお問い合わせください。

5. ガイドラインの見直し、改廃

(1) 見直し

本ガイドラインは、ソーシャルメディアのトレンドや社会情勢の変化、大学の方針に応じて定期的に見直します。常に最新の情報を確認するようにしましょう。

(2) 改廃

このガイドラインの改廃は、学友会の意見を聞き、学生支援協議会の議を経て大学部長会が行う。

附則 このガイドラインは、2025 年 4 月 1 日から施行する。